

熊本大学における障がいのある学生等及び入学志願者の支援に
関する基本方針

平成 28 年 9 月 1 日
学 長 裁 定

改正 令和元年 10 月 17 日

熊本大学(以下「本学」という。)は、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)の基本理念に基づき、障がいの有無によって分け隔てることなく、本学の学生、生徒、児童及び園児(以下「学生等」という。)並びに本学に入学を希望する者(以下「入学志願者」という。)の人権を擁護し、相互に人格と個性を尊重しながら、ともに学びあうことを目指すため、熊本大学における障がいのある学生等及び入学志願者の支援に関する基本方針(以下「本基本方針」という。)を制定する。

(目的)

第 1 条 本基本方針は、本学における障がいのある学生等及び入学志願者(以下「障がい学生等」という。)に対する修学上又は受験上の支援に関し基本となる事項を定め、障がい学生等の支援推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 障がいのある学生等とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がい(難病に起因する障がいを含む。)であって、当該障がい及び社会的障壁(日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。)により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生等をいう。

2 障がいのある入学志願者とは、前項に規定する状態にある入学志願者をいう。

(目標)

第 3 条 本学は、障がいを理由とする差別の解消に取り組むとともに、障がいのある学生等が障がいのない学生等と平等に教育及び研究に参加でき、また障がいのある入学志願者が障がいのない入学志願者と平等に受験できるよう対応する。

2 本学は、障がいの有無にかかわらず、すべての学生等が相互の立場を尊重し、ともに学びあう環境を整備し、共生社会の実現に貢献する。

3 本学は、障がいのある学生等が自律的に社会で活躍する人材へと成長できるよう支援する。

(差別的取扱いの禁止)

第 4 条 本学は、障がい学生等に対して、正当な理由なく、障がいに由来する不当な差別的取扱いをしてはならない。

(合理的配慮の提供)

第5条 本学は、障がい学生等から、現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表示があった場合は、その実施に伴う負担が過重でない範囲において、障がい学生等の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去について、修学上又は受験上の必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)を行うものとする。ただし、教育の本質や評価基準を変えてしまうことや他の学生に教育上多大の影響を及ぼすような教育スケジュールの変更や調整を行うことを求めるものではない。

- 2 合理的配慮の提供においては、支援における権利の主体は障がい学生等本人であることに鑑み、本人の要望に基づいた調整を行うようにする。
- 3 本学は、障がい学生等の個別の必要性に対する合理的配慮を的確に行うため、ユニバーサルデザインの推進、施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置及び情報アクセシビリティの向上に向けた環境整備等の事前改善措置に努めることとする。
- 4 合理的配慮の提供においては、障がい学生等の障がいの状態や環境等の変化に応じて、適宜、見直しを行うものとする。

(支援体制)

第6条 本学は、障がい学生等への支援に関し、全ての組織及び教職員が連携し実施するものとし、障がい学生等、その保護者並びにその他関係者からの相談に的確に応じるための相談窓口を設置し、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障がい学生支援室
- (2) 保健センター
- (3) 学生相談室
- (4) 障がいのある学生等が所属する学部等
- (5) 障がいのある入学志願者が志願する学部等
- (6) キャリア支援課
- (7) 入試課(障がいのある入学志願者に係るものに限る。)

(情報公開)

第7条 本学は、障がい学生等に対する支援の方針、相談体制及び合理的配慮等について、ホームページ等を通じて公開することとする。

(啓発活動)

第8条 本学は、障がい学生等に対する支援の推進を図るため、構成員に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

附 記

本基本方針は、平成28年9月1日から実施し、平成28年4月1日から適用する。

附 記

本基本方針は、令和元年10月17日から実施する。